

## 第8回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会

### 議事概要

◆日時 平成20年12月12日(金) 13:00~15:00

◆場所 上北山村振興センター

◆出席者

#### <委員等>

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会	会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター	教授
西田 正憲	奈良県立大学	教授(ご欠席)
村上 興正	元京都大学	講師
横田 岳人	龍谷大学	准教授(ご欠席)

#### <関係行政機関>

林野庁近畿中国森林管理局三重森林管理署	流域管理調整官	鳥谷 和彦
奈良県地域振興部文化観光局ならの魅力創造課	主任調整員	福野 博昭
奈良県くらし創造部景観・環境局自然環境課	主幹	松浦 寛二
	係長	中川 康博
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)	
上北山村建設産業課	主幹	松島 克典
川上村地域振興課	主事	辰巳 龍三
大台町宮川総合支所産業室	係長	柘田 満

#### <関係団体等>

上北山村議会経済常任委員会	委員長	新谷 五男
上北山村観光協会	会長兼	
上北山村区長会	代表	更谷 昌美
上北山村漁業協同組合	(ご欠席)	
上北山村商工会	会長	中谷 守孝
(財)グリーンパークかわかみ	(ご欠席)	
大杉谷自然学校	事務局長	森 正裕
近畿日本鉄道(株)大阪輸送統括部運輸部事業課	(ご欠席)	
山岳ガイドクラブ 北山いこら	代表	鎌田 誠明
奈良県勤労者山岳連盟	(ご欠席)	
奈良県山岳連盟	副会長理事	大日 公一
奈良県タクシー協会	(ご欠席)	
奈良交通(株)吉野営業所	所長	松尾 茂
(社)日本山岳会関西支部	自然保護委員長	斧田 一陽

特定非営利活動法人森と人のネットワーク・奈良（ご欠席）

大台ヶ原地区パークボランティア

山本 勇三

吉野きたやま森林組合

参事

森岡 哲也

吉野熊野観光開発（株）

専務取締役

林 彪

ワーク21かみきたやま

（ご欠席）

（以上敬称略）

#### <事務局>

環境省近畿地方環境事務所

統括自然保護企画官

田邊 仁

国立公園・保全整備課長

杉田 高行

自然再生企画官

松井 裕

自然保護官

吉澤 泰輔

同 吉野自然保護官事務所

自然保護官

濱名 功太郎

自然保護官

瀬川 涼

（株）スペースビジョン研究所

宮前 洋一

宮前 保子

安場 浩一郎

#### ◆議 事

（１）平成20年度西大台利用調整地区の運用結果について

（２）平成21年度西大台利用調整地区に係る認定事務等の改善について

#### ◆議事概要

○委員等からの主な意見等

（認定事務等の改善について）

- ・平成19年度と比較すると、多少は認定者数が増加しているが、自然環境を壊さない範囲であれば、もう少し認定者数が増えてもよいと考えられる。この協議会を、どのようにして認定者数を増やしていくかについて、アイデアを出し合えるような場にしてほしい。
- ・西大台地区の利用者が利用調整以前より、大きく減少しているため、当日または前日の申請受付については、ぜひ実現させてほしい。
- ・現状では、申請者全員の印鑑が必要なので、代理申請ができない仕組みになっている。当日または前日の申請が可能になり、代理申請ができれば、地域の宿泊施設などがツアーを組んで、着地型観光の商品として売り出していくことも可能となる。その際、ガイドを斡旋することもできると思うので、地域の活性化のために、検討してほしい。
- ・利用調整地区の本来の目的が、観光商品の開発等とは異なっているため、その点を踏まえた議論をしてほしい。

→現在の制度では、申請者全員の印鑑が必要であり、代理申請はできない。1枚の申請書で全員の印鑑

を押すのが煩雑な場合は、各人1枚ずつ申請書を出してもらってもかまわない。

- ・事前レクチャーにおいて、身分照明証の提示を求めるのは、利用者は無用な緊張を強いることになり、よくないのではないか。また、自然観察指導員の資格を持っている人がガイドに付く場合などには、ビジターセンターではなく、歩きながらガイドからレクチャーを受けることができる仕組みにしてはどうか。
- ・レクチャーについては、自然解説だけでなく、利用調整地区に関する国の姿勢について説明することが重要なので、代理ではなく、環境省がきちんとした説明を行う必要がある。

(1団体あたりの上限人数について)

- ・1団体の上限が10人だと、マイクロバスによるツアーが組みにくいいため、上限を20人に変更してほしい。
  - ・10名でバスツアーを組むことは難しいと思うので、「10名以上でも、ガイド付きであれば可能」といった仕組みにしてはどうか。
- 1団体あたりの上限については、自然環境への影響や静寂性などを踏まえて利用適正化計画に定めており、現在の上限人数を維持したいと考えている。ただし、20人の団体で来た場合でも、利用調整地区内で、10人ずつに分かれて、ルールを守って行動してもらえば問題ない。

(指定認定機関の体制について)

- ・指定認定機関の現状としては、一人あたり1,000円の手数料では、事務にかかる人件費等がまかなえていない。そのため、今の体制では、当日、前日の申請受付等を行うことは難しい。今後の体制については、環境省と相談して検討していきたい。
  - ・現在の指定認定機関の赤字について、補填する考えはあるか？
- 現在の制度では、事業の委託ではなく、国の代理として事務を行う機関を指定する制度になっているので、直接の補填はできない仕組みになっている。
- ・予算が出せず、十分な事務処理体制が取れないのは、大きな問題である。その点については、本省とも相談して、検討してほしい。
  - ・当日、前日の申請受付については、指定認定機関から、山上のビジターセンター等の施設に依頼する形にしてはどうか。
- 他の団体に事務の一部を委託することに関しては、これまで検討していなかったが、審査によって事務を行う機関を指定していることから、他所への委託は難しいと考える。

(インターネットによる申請システムについて)

- ・申請事務については、ビジターセンターの機能強化によって、かなり簡素化が図れると考えられる。そのためにも、ビジターセンターにインターネット回線を整備する必要があるため、そのための予算申請をする必要があるのではないか。
- ビジターセンターにおける回線の整備については、検討したことはあるが、まだ実施には至っていない。

- ・全国初の利用調整地区として注目されている中で、インターネットによる申請システムは、ぜひとも必要である。Eメールによる予約受付だけでも、次年度には実現してほしい。

→Eメールによる予約受付については、運用体制の整備によって可能なので、次年度にも導入を図りたい。それ以上のシステムについては、維持管理費用の問題やセキュリティの問題があるため、すぐに導入することは難しいが、継続的に検討していきたい。

(大台ヶ原に関する普及・啓発について)

- ・昨年度に比べて、大台ヶ原全体の利用者数が大きく減少している。東大台地区も利用調整の対象であるという誤解が、依然としてあるのではないかとと思われるので、その点には注意して、広報を進めてほしい。

→昨年度は、利用調整の開始年度ということで、西大台利用調整地区の説明が前面に出ていたところがある。こうした誤解については、今後とも注意しながら、大台ヶ原全体のアピールをしていきたい。

(ガイド制度について)

- ・質の高い自然体験を提供していく上で、ガイドの養成は重要課題である。現在の西大台におけるガイドの利用状況や、ガイドの技術や知識レベル等は、どのような状況か？

→ガイドの利用状況については、正確な数値は、現在、整理中であり、まだ把握できていないが、おおよそその感触では、1割未満と思われる。

- ・北山いこらでは、利用調整以前には、西大台において、年間30件程度のガイドをしていたが、今年は3名の個人のガイドのみである。ガイド制度の充実については、ぜひ進めていってほしい。また、ガイドの知識や技術については、NPO 森と人のネットワークが実施しているガイド養成講座を受講しており、安全管理や基礎知識の向上に努めている。

- ・自然環境の保全と地域の活性化を両立していく上で、質の高いガイド制度をつくっていくことは非常に重要だと考える。北海道のきりぎりし山や、乗鞍の五色ヶ原のガイド事例などを踏まえながら、ガイドの養成について取り組んでいってほしい。

(施設について)

- ・資料2の2ページに、滝見尾根への入口に利用調整地区を示す標識を設置したとあるが、滝見尾根は、利用調整地区内ではないので、標識を設置するのはおかしいのではないか。その点について、再確認してほしい。

(巡視体制について)

- ・巡視については、現地雇用の巡視員が何人くらいで行っているのか？

→1日あたり2人、利用集中期は3人で実施しており、現地の雇用人数は20人程度である。

(大杉谷の復旧等について)

- ・大台ヶ原は、大杉谷登山道と一体となった観光資源であるが、大杉谷の復旧状況については、どうな

っているか。また、筏場の登山道については、どうなっているか？

→大杉谷については、主に三重県が登山道の管理を行っているが、環境省に対しても復旧に関する要請が来ているので、大杉谷の検討会をつくって、検討を進めているところである。また、筏場については、奈良県が管理しているので、そちらについては奈良県と相談して、進めていきたい。

(その他)

- ・東ノ川沿いに沢登りをするなどして、西大台方面に来る場合などについては、立入申請の手続きはどのようにしたらよいか？
- ・東ノ川を遡行して、西大台方面に入った場合、東ノ川左岸までは、利用調整地区外なので、立入の手続きは要らないが、千石嶺で岩登りする場合などには、地区内なので、事前に手続きが必要なはずである。
- ・より深い議論をするためにも、資料は事前に配布してほしい。